

議第百五十五号

公立大学法人岐阜県立看護大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について

公立大学法人岐阜県立看護大学が行う出資等に係る不要財産の県への納付について、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十二条の二第一項の規定により、次のとおり認可をするものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 一 | 種 類 | 土 地 |
| 二 | 所 在 地 | 羽島市江吉良町字神宮三〇四七番五 |
| 三 | 地 目 | 堤 |
| 四 | 地 積 | 四、六二〇平方メートル |
| 五 | 帳簿価額 | 七四、〇二八、〇〇〇円 |

